

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 藤 保
 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（監査委員の協議）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき合議により決定する事項のほか、次に掲げる事項については、協議を行うものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>監査等の執行計画</u>に関すること。</p> <p>（3）略</p> <p>（<u>監査等の執行計画</u>）</p> <p>第3条 <u>次に掲げる監査等の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。</u></p> <p>（1）<u>法第199条第4項に規定する監査</u></p> <p>（2）<u>法第199条第7項の規定に基づく監査のうち監査委員が必要と認めるもの</u></p> <p>（3）<u>法第233条第2項の規定に基づく審査</u></p> <p>（4）<u>法第235条の2第1項の規定に基づく検査</u></p> <p>（5）<u>法第241条第5項の規定に基づく審査</u></p> <p>（6）<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づく審査</u></p> <p>（7）<u>地方公共団体の財政の健全化に関する法律</u></p>	<p>（監査委員の協議）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき合議により決定する事項のほか、次に掲げる事項については、協議を行うものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>監査の執行計画</u>に関すること。</p> <p>（3）略</p> <p>（<u>監査の執行計画</u>）</p> <p>第3条 <u>法第199条第4項に規定する監査、法第199条第7項の規定に基づく監査のうち監査委員が必要と認めるもの、法第233条第2項の規定に基づく審査、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づく審査、法第235条の2第1項の規定に基づく検査及び法第241条第5項の規定に基づく審査の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。</u></p>

(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づ
く審査及び同法第22条第1項の規定に基づく審
査

2及び3 略

2及び3 略

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。